

「中小企業向け制度融資の見直し」の撤回を求める意見書(案)

大阪府の統計資料では、中小企業、中小業者は全企業の99.6%(約32万社)を占め、従業員数でも全従業者の約80%(約320万人)を占めている。モノづくりにおいても、府民の暮らしや雇用においてもきわめて重要な役割を果たしている。大阪府の制度融資は、こうした中小業者の役割を踏まえて、「預託」と「損失補償」という直接支援を通じて、中小業者全体への低利で安定的な融資を促進し、大阪府の経済と社会の安定、発展に寄与するきわめて重要な政策目的を持って実施されている。

ところが、8月の府の財政構造改革プランでは、大阪府の直接支援の根幹である「預託」の原則廃止と「損失補償」の縮小によって、支援先を中小業者全体ではなく、ごく一部の「元気な中小企業」だけに矮小化する、選別、差別の融資へと大きく変化させるものとなっている。また、保証協会への直接申し込み(あっせん融資)を廃止し、「市場にまかせるべき」と金融機関主導の審理に委ねることによって政策目的を大きく後退させるものになっている。

したがって、事実上の「融資支援の打ち切り」といわざるをえない。このプランが実施されると、金融機関に対して立場の弱い大多数の中小業者は、貸し渋りや高い金利での貸付を余儀なくされ、倒産、廃業が増大し、府民の暮らしや雇用も計り知れない打撃を受けることになる。

よって、本市議会は大阪府に対し、今回の「大阪府財政構造改革プラン」の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年12月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)